

輪之内町 全地区

令和2年度

【地域の概要】

- 県の西南部地域に位置し、揖斐川・長良川に囲まれた輪中地帯。
- 農地面積は約1,120ha（田1,001ha 畑119ha）で、水稻中心の水田農業が行われている。
- 認定農業者、法人、集落営農など、中心となる担い手への集積面積は705haであり、集積率は63.0%となっている。
- 農業者の高齢化・後継者不足が進んでおり、管理がままならない農地が増え、遊休農地化・違反転用の温床となることが懸念される。

取組開始前の状況や課題

- 田に畑土を入れ畑地化したが、管理できず遊休農地となる事案があった。
- 所有者の思いとは違い、建設残土が置かれた結果、農地性を失い違反転用となる事案があった。
- 所有者に対して必要な手続きが十分周知されていないこと、農地改良に対する明確な基準がないことが課題である。

取組内容

- 農業委員会にて農地改良届に関する指導要綱を定めた（令和2年4月1日施行）。
- 町広報誌（全世帯配布）や区長会での周知、町HPへの掲載。
- 県作成のチラシ「STOP！農地の違反転用」を全世帯に配布。
- ◇違反転用の是正（土地現況確認申請含む）27筆 7,072㎡
- ◇農地改良の届出（違反転用から農地への復元含む）18筆 11,672㎡
- ◇この他に建設残土の埋め立てと思われる案件が1件あったが、所有者からの相談により未然に防ぐことができた。
⇒所有者より、書類等の手続きが面倒だということを理由として事業者に断りの連絡を入れた。

今後の展開と方向性

- 具体的な計画が無いまま農地改良を行い管理ができなくなることを防ぐ。
- 所有者に農地管理の必要性を理解してもらうことで、意図せず違反転用をしてしまうことや建設残土等による被害者となることを防ぐ。
- 農地を契機として、所有地や地元の土地の利用状況に関心を持たせることで、適切な土地利用に対する地域の目を育む。